

# 『子ども手当』制度について

## ■趣 旨

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前までの子どもに手当を支給するものです。

## ■概 要

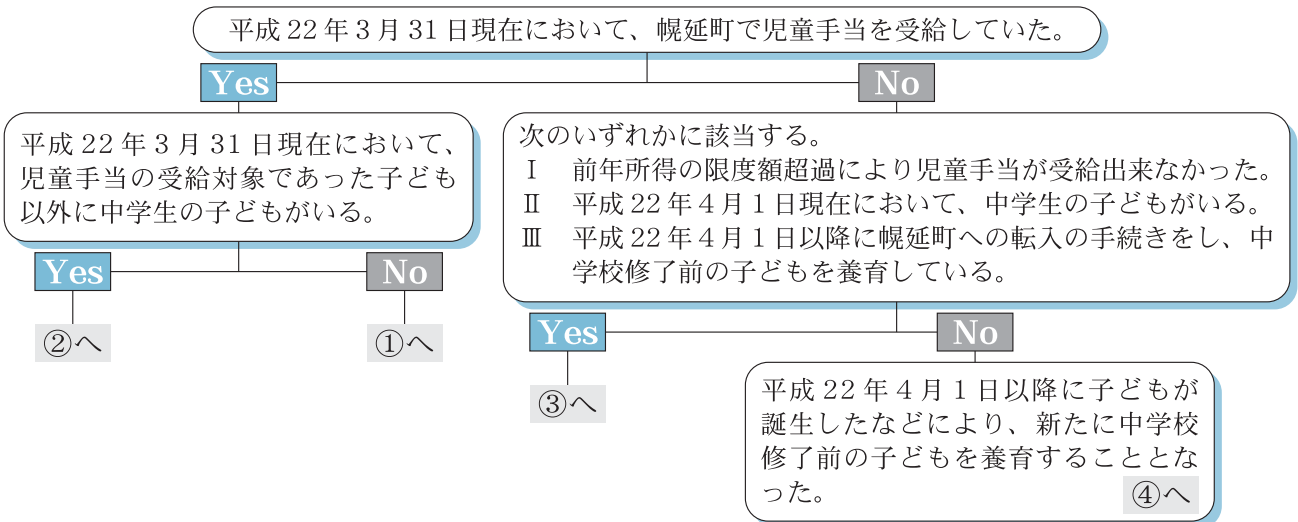
支給要件 中学校修了までの子どもを養育する者であって、日本国内に住所を有する者(所得制限なし)

手当の額 中学校修了までの子ども一人につき月額1万3千円(平成22年度)

支給期月 毎年6月・10月・2月に、それぞれ前月分までが支給されます。

## ■手当を受けるためには

認定請求等の手続きが必要となりますが、提出期限や方法については下記により御確認ください。



### ① 『認定請求書』の提出は必要ありません(提出免除)。

注: 4月中旬に子ども手当認定通知を発送いたしますので内容を御確認願います。

加入保険状況等を確認する為、6月には『現況届』を提出していただきます。

### ② 『認定請求書』の提出は必要ありませんが、平成22年9月末日まで【申請猶予期間適用】に『額改定認定請求書』の提出が必要となります。【対象者には個別に御案内いたします。(5月上旬を予定)】

### ③ Ⅰ及びⅡに該当する方は、平成22年9月末日まで【申請猶予期間適用】に『認定請求書』の提出が必要となります。【対象者には個別に御案内いたします。(5月上旬を予定)】

Ⅲに該当する方は、受給事由(転入)発生から15日以内に『認定請求書』の提出が必要となります。

### ④ 受給事由(誕生など)発生から15日以内に『認定請求書』の提出が必要となります。

※ その他、養育する子どもの人数に増減が発生した場合は『額改定請求書』、子どもを養育しなくなった場合や転出の際は『受給事由消滅届』の提出が必要となります。

また、勤務先の変更等や加入保険が変更となった場合は、申し出いただく必要があります。

### 『執行猶予期間適用』とは

本来、申請のあった翌月分からの手当支給となりますが、申請猶予期間内に申請された場合、4月分まで遡って支給されるものです。(郵送による申請の場合は、消印が9月末日以前であること。)

## ■請求先

公務員(一部事務組合職員を含む)の方は勤務先、それ以外の方につきましては住民登録をしている市町村です。

## ■寄付の手続き

子ども手当の支給に関する法律によって、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子ども手当の額の全部又は一部を市町村に寄付することができると定められおり、寄付の申し出は、子ども手当を受ける前に所定の様式により行い、変更や撤回を行うことができるとされています。

詳しくは、町民課保健福祉グループ【電話5-1115(内線160)】にお問合せください。